

## 歩行者が駒止に躓いて負傷した事故について 道路の設置・管理瑕疵が争われた事例

— 駒止接触受傷事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕平成一七年一月二六日 名古屋地裁 請求棄却

(原告控訴)

〔二審判決〕平成一八年五月二五日 名古屋高裁 控訴棄却

(原告上告)

〔上告審決定〕平成一八年一月二四日 最高裁 上告棄却

(確定)

### はつめい

道路附属物として設置される駒止(道路法二条二項一号)の形状、設置場所等は必ずしも一様ではなく、個別具体的な状況に応じてその設置態様は様々である。

今回は、駒止についての設置・管理瑕疵が争われた事例をとりあげ、駒止に係る「通常有すべき安全性」(「国家賠償法二条一項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをい」う。『高知落石訴訟』最判昭和四五

年八月二〇日民集二四卷九号一二六八頁)について裁判所が示した判断の一事例を紹介することとしたい。以下、本件について確定した控訴審判決を紹介する。

### 一 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、原告が、道路上に設置されたブロックにつまづいて受傷したとして、道路及びブロックを設置管理する被告(N市)に対し、道路又はブロックの設置管理に瑕疵があったとして、国家賠償法二条に基づき一〇〇万円の損害賠償を求めたところ、原審が請求棄却の判決を言い渡したので、これに不服のある原告が控訴した事案である。

## 2 前提事実（争いがなく、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、平成一六年三月、被告が管理する市道（以下「本件道路」という。）において、北進一方通行の右側（東側）に樹脂製ポール一一九基及びブロック四〇基（以下「本件ブロック」という。）を設置し、これらを管理している。

(2) 原告は、平成一六年二月一七日午後八時ころ、本件道路を横断した際、同所に設置されたブロックに躓き、段差のある歩道に顔をぶつけて受傷し（以下「本件事故」という。）、翌一八日、N市立大学病院歯科口腔外科を受診し、下顎骨打撲傷、口唇割創、歯牙破折の診断を受けた。

## 3 争点

(1) 本件道路及び本件ブロックの設置・管理に瑕疵があったか  
ア 原審における原告の主張

被告土木事務所職員によると、違法駐車排除のためのブロックで受傷したのは原告で三人目であるとのことであり、本件ブロックの危険性は明らかである。また、本件事故現場には、本件ブロックと段差のある歩道が二列に並んでいるため、原告は大けがをしたものであり、非常に危険な状況である。さらに、本件ブロックが設置された道路区間には、その存在を知らせる案内が全くなく、そのこと自体も重大な瑕疵である。被告は、本件ブロックの危険性を知らながら故意に放置したものであり、被告による本件道路及び本件ブロックの設置・管理には瑕疵がある。

被告は違法駐車排除のため本件ブロックを設置したと主張するが、本件ブロックが設置された後も、本件道路にはいつも違法駐車車両があり、また、壊れて撤去されたブロックがあるなど、本件ブロックは、違法駐車排除に役立つおらず危険なだけである。

被告は本件ブロックの視認性が優れていると主張するが、本件事故の現場は自動車を通らない限り暗く、本件ブロックに塗られた蛍光塗料は、自動車のライトが当たらない限り、ほとんど確認できないのが実情である。横断歩道も消えかかっており、目視しにくい状態にあった。

### イ 控訴審における原告の主張

本件ブロックは、道路法や道路構造令において設置することができると記載されているものではなく、本件ブロックを設置したこと自体に違法（瑕疵）がある。すなわち、道路法十六条には市が道路の管理を行うと記されているだけで、どこにも市が勝手にブロックを設置できるとは記されていないし、本件ブロックは道路構造令上の道路設備にも該当しない。

被告は、法令の根拠無く、危険性のある本件ブロックを設置したこと、又は本件ブロックには危険性があるのに標識等により本件ブロックが設置されていることを周知させるなどして安全を確保する行為をしなかったことにより、原告を受傷させたのであるから、損害賠償を求め（その根拠として、原告は民法七百九条及び七百十条を指摘するが、その主張内容からして国家賠償法一条に基づく請求を

しているものと解される)。  
ウ 原審における被告の主張

本件ブロックの設置は、本件道路右側の違法駐車を排除するために必要かつ有効な方策であり、本件道路及び本件ブロックの設置・管理に瑕疵はない。

本件ブロックは、その上部にオレンジ色の蛍光塗料を施されており、視認性に優れている。また、本件事故の現場で、本件事故の時刻とほぼ同じ時刻ころに、照度を測定したところ、歩行に十分以上の明るさがあり、原告が本件ブロックを目視することに何ら障害はなかった。

したがって、一般の歩行者が通常の注意を払っていれば、容易に本件ブロックの存在に気づくはずであったにもかかわらず、原告は、前方への注意・確認を怠り、漫然と通行した結果、本件ブロックにつまづいてしまったものである。また、原告は、道路交通法に違反し、横断歩道からほど近い場所において、その横断歩道によることなく車道を斜め横断したために、本件ブロックに躓いてしまったものであり、原告の受傷の責任は、原告自身が負うほかない。

エ 控訴審における被告の主張

被告は、道路法十六条一項に基づき、市道の管理者として、道路に附属して設けられている本件ブロックを含め、本件道路の管理(道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他全ての道路法上の管理行為)を行っている。本件ブロックは、道路法二条二項の道路の附属物のうち、同項一号に規定される「駒止」に該当し、道路構造令二条十八

号に規定された路上施設に該当する。そして、道路の附属物の構造に係る技術水準について定めた政令は未制定であるところ、被告は、現地の場所的特性、合目的性などを踏まえ、道路の保全と道路交通の円滑に寄与するよう、本件ブロックの構造を決めて管理を行っている。

本件ブロックに危険性はなく、被告が本件ブロックを設置管理していることは何ら不法行為には当たらない。

(2) 原告が被った損害の額 略

## 二 裁判所の判断

### 1 争点(1)について

(1) 前記認定事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア 本件道路は、N市中心部の繁華街に位置し、従来より違法駐車車両が多い道路であった。被告は、本件道路を道路法十六条に基づき管理しているところ、平成一二年に、本件道路からほど近いN市甲区乙二丁目のビル火災が発生した際、違法駐車車両が存在したために緊急車両の消防活動が阻害されるという事態が発生したこと等を契機にその対策を取ることとし、平成一六年三月、違法駐車排除を目的として、高さ六五cmの樹脂製ポール一九基及び高さ二五cm、長さ二m、幅一〇cmのブロック四〇基(本件ブロック)を本件道路の車道外側線の外側の道路部分(以下「本件車道外側線部分」という)に設置した。本件ブロックの上

イ 本件道路のうち、本件事故が発生したN市甲区丙三丁目一〇番区画と同九番区画の間の道路は約八〇mの区間であり、同区間の両端（北端及び南端）の交差点には、横断歩道が設置されている。同区間には、樹脂製ポール一七基及び本件ブロックのうち一基が設置されていた。本件事故現場付近の車道幅は約七mであり、本件ブロックと東側歩道との距離は約一・六mである。上記区間は、繁華街で両側には飲食店等の店舗が建ち並び、発光性の看板、広告塔があるほか、街路灯も設置されている。

ウ 原告は、平成一六年一月一七日、N市甲区丙三丁目の飲食店で、夫とともに食事をし、同日午後八時ころ、飲食店を出て、本件道路の上記区間西側歩道を歩行していたが、夫が本件道路を東側に向かって横断したのに続いて、本件道路の上記区間の南端から約一・五mあるいは約二五・六mの地点から北東方向に向かって斜めに横断した際、本件ブロックのうち一基につまづき、段差のある歩道に顔をぶつけて受傷した。原告がつまづいたブロックの正確な位置は不明であるが、原告の記憶によると、上記区間の最も南側に設置されたブロック（以下「ブロック①」という。）か、上記区間の中間付近に設置された南側から六番目のブロック（以下「ブロック⑥」という。）のいずれかである。原告は、同月二八日、被告土木事務所の職員から、本件ブロックで躓いたという通報を受けたのは、原告で三人目であると電話で告げられた。

エ 被告において、平成一七年五月二四日午後八時ころ、ブ

ロック①及びブロック⑥のそれぞれ中央上部において、照度計を用いて照度を測定したところ、ブロック①においては二ルクス、ブロック⑥においては四〇ルクスとの測定結果が得られた。また、被告において、同日、上記区間端（南端と推測される。）の横断歩道中央部で、同様に照度を測定したところ、二〇ルクスとの測定結果が得られた。（社）日本防犯設備協会が編集・発行した防犯照明ガイドによると、水平面照度（道路の路面上の平均照度）三ルクスで、四m先の歩行者の顔の向きや拳動姿勢がわかり、水平面照度五ルクスで、四m先の歩行者の顔の概要（目・鼻・口の位置）が識別できるとされている。

(2) 国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうと解される。

そこで、上記瑕疵の有無について検討するに、上記(1)で認定したとおり、本件ブロックは、違法駐車排除を目的として、樹脂製ポールとともに設置されたものであるところ、その上部にはオレンジ色の蛍光塗料が施され、視認性の向上が図られているほか、本件事故現場は、両側に飲食店等の店舗が建ち並び繁華街であり、発光性の看板、広告塔や街路灯が設置されている、夜間における照度測定結果も、四m先の歩行者の顔の概要が識別できる程度の明るさを大きく上回る照度が確保されていたものである。そうすると、一般の歩行者が通常の注意を払っていたら、夜間であっても本件ブロックの存在に気づくことは容易であったといえるべきであり、本件ブ

ックが歩行者にとって危険な営造物であるということはできないから、本件ブロック及び本件事故現場の道路が、通常有すべき安全性を欠いていたとは認められず、その設置・管理に瑕疵があったと認めることはできない。むしろ、本件事故は、原告が、近くに横断歩道があるにもかかわらず、本件道路を斜めに横断し、その際前方への注意が不十分なものであったために発生したものであると推認される。

これに対し、原告は、上記一—3—(1)アのとおり、本件ブロックは危険なものであり、被告による本件道路及び本件ブロックの設置・管理には瑕疵があったと主張する。しかし、上記のとおり、一般の歩行者が通常の注意を払っていれば、夜間であつても本件ブロックの存在に気づくことは容易であつたといふことができるから、本件事故以前に、原告以外に二名の者が本件ブロックに躓いたことがあつたからといつて、直ちに本件ブロックが危険であるといふことはできず、そうであれば、本件ブロックと段差のある歩道が二列に並んでいることをもって特段危険な状況とはいえないし、本件ブロックに塗られた蛍光塗料もほとんど確認できないと主張する点も、客観的な証拠の裏付けを伴わない主観的な主張にとどまり（証拠によつても、蛍光塗料は視認性を高めていると評価することができる。）、前記(1)で認定した事実を照らし採用することができない。さらに、本件ブロックが違法駐車排除に役立つていないとの点についても、確かに、証拠によると、本件ブロックの設置により本件道路における違法駐車を完全に排除することができたわけではないことが認められる

が、だからといって、本件ブロックが違法駐車排除の機能を有していないといふことができるわけではなく、むしろ、証拠によると、本件ブロックが違法駐車排除に相応の寄与を果たしていることが認められ、本件ブロックが無用の物であるとの前提で、その設置・管理の瑕疵の有無を論じることとはできない。

その他、原告が主張ないし指摘する点を参酌しても、本件ブロック及び本件道路の設置・管理に瑕疵があつたとは認められない旨の前記判断は左右されない。

## 2 控訴審における原告の主張に対する判断

(1) 原告は、被告が何らの法令上の権限なく本件ブロックを設置しており、設置自体に違法（瑕疵）がある旨主張する。しかし、本件道路は、一般の用に供されている道で、道路法二一条一項、三条四号に定める「道路」であり、本件ブロックは、同法二条二項一号に定める「駒止」であり（書証）、道路法上、道路の附属物として「道路」に含まれるものである。したがつて、被告は道路法に基づき本件道路の管理者として、その設置管理の一環として本件ブロックを設置しているものであつて、設置したこと自体に瑕疵や違法があるとはいえない。

(2) また、原告は、本件ブロックには危険性があるのに標識等により本件ブロックが設置されていることを周知させるなどして安全を確保する行為をしなかつた違法がある旨主張する。

しかし、本件ブロック及び本件事故現場の道路が、通常有すべき安全性を有していることは原判決説示のとおりであり、これに加えて原告主張のような措置を講じるのでなければ安全性に欠けるとは認められない。

また、本件ブロックは本件車道外側線部分に設けられており、本件車道外側線部分は、本件道路の両側に歩道が設けられていることから、道路交通法二条一項三号の四に定める「路側帯」には該当せず、歩行者が通行又は横断することが予定されている部分に設置されているわけではないから（道路交通法十条、十二条）、被告としては本件ブロックなされている以上に歩行者の安全に配慮すべき義務があるとも解されず、原告の主張は理由がない。

3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

参考条文：道路法（抜粋）（昭和二十七年六月一〇日法律第百八十号）

（用語の定義）

第二条

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

- 一 道路上のさく又は駒止